

令和2年度海外販路開拓助成金交付事業 実施要綱

(事業の目的及び内容)

第1条 この事業は、公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が、県内の観光施設や宿泊施設等県内観光関連事業者が海外の旅行会社等との商談を目的とした渡航に際して、県内の観光施設や宿泊施設等県内観光関連事業者が負担する経費への助成を行うことで、外国人観光客誘客に取り組む観光関連事業者の体制強化および新たに外国人観光客誘客に取り組む事業者の増加を促し、海外から本県への外国人観光客のさらなる誘客を目指すものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成要件は以下のとおりとする。ただし、協会の他の助成事業との重複は認めない。

- ・協会会長（以下「会長」という。）が指定する海外で開催される別記商談会等（または旅行博等に付随する商談会等への参加を主とした渡航であること）とし、助成申請を行う事業者はあらかじめ当該商談会等に参加決定される必要がある。ただし、国等が主導で行う海外ミッション団等の派遣に伴い現地商談会が設定される事業等も、特に会長が必要と認める場合は対象とする場合がある。
- ・令和2年4月1日から令和3年3月20日までの間に実施されること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができるものは、以下の条件を全て満たしていなければならない。

- ・高知県内に本店や支店または営業所等を持つ観光関連事業者であること。（ただし、県内に本店や支店または営業所等を持たない事業者であっても、申請時点で県内に稼働中の観光施設を持つ場合には、県外に本店等がある事業者も対象とする場合がある。）また、広域観光組織や市町村観光協会も対象とする。
- ・外国人観光客の受入れ意思や意欲を有しており、高知県がすすめる国際観光事業との連携に継続的に協力する意思意向があること。
- ・前条に定める商談会等あらかじめ参加登録されている、または参加申請していること（参加申請後に登録に至らなかった場合は対象から除外する）。

(助成金交付の対象及び助成限度額)

第4条 助成対象となるのは第2条に規定する事業を行うために必要な経費であって、次に掲げるもののうち、必要かつ相当と認めるものについて予算の範囲内において交付する。

- ・往復の航空運賃（出国便に搭乗するため及び入国便から搭乗するための日本国内での乗継便も含む）
- ・商談会の前後泊費（日本国内での宿泊も含む）

2 助成額は、別紙方面別の定額とする。ただし、旅費合計が定額を下回る場合には各定額の半額とする。また1会計年度毎に1事業者あたり30万円を上限とする。

3 助成金は、国等の他の機関による補助金等と重複して受けることができない。この

場合、国等の機関による補助がこの助成制度に優先して行われるものとする。

(助成対象事業の実施期間)

第5条 助成対象事業の実施期間は、助成金の交付決定を受けた日から、当該年度の3月20日までとする。

(交付申請)

- 第6条 助成交付の申請をしようとする者（以下「申請者」）は、渡航日の21日前までに「助成金交付申請書」（別記第1号様式）および関係書類を会長宛てに提出のこと。上記交付申請書および関係書類の提出は、FAX若しくは電子メールの使用による写しの利用を認めるが、最終的にその原本を協会に提出しなければならない。
- 2 会長は、申請の内容が助成要件を満たす場合は承認し、申請者に対して交付決定を文書により通知するものとする。

(助成対象事業の内容等の変更)

- 第7条 申請者は、助成金交付申請書の内容又は金額を変更しようとするときは、あらかじめ「助成金変更承認申請書」（別記第4号様式）により変更理由と変更内容について会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、出発前日および当日の利用予定航空会社による突発的な事象（使用機材の故障や整備等）、天変地異等による変更はこの限りではないが、その際には旅行終了後すみやかに口頭等で協会に報告するものとし、「助成金変更承認申請書」（別記第4号様式）を提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の変更内容の適否等について決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。
 - 3 変更内容が承認されなかった場合、申請者は変更前の計画書内容に即して事業を実施、あるいは申請の取り下げを行わなければならない（次条参照）。

(助成対象事業の中止)

第8条 申請者は、助成対象事業を中止しようとするときは、あらかじめ、すみやかに電子メール等にて通知をしなければならない。尚、第7条に記載した突発的な事象や天変地異等による中止の場合には、すみやかに口頭等で協会に報告するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、第6条の規定に基づき交付決定された旅行の終了後21日以内に、「助成金実績報告書」（別記第2号様式）及び関係書類を会長に提出のこと。なお、期限までに提出されない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したとみなすこととする。上記実績報告書および関係書類の提出はFAX若しくは電子メールの使用による写しの利用を認めるが、最終的にその原本を協会に提出しなければならない。

(助成金の確定)

第10条 会長は、前条で提出された「助成金実績報告書」に基づき、助成金額を確定し、申請者に対して電子メールにより通知する。

(助成金の支払い)

第 11 条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのちに支払われるものとする。申請者は、交付決定通知後すみやかに「助成金交付請求書」(別記第 3 号様式)を提出のこと。なお、支払いは上記交付申請書、実績報告書の原本到着をもって行うものとする。

(交付の取消)

第 12 条 助成金の確定後においても、申請内容に虚偽が認められるときは、会長は原則として当該交付決定を取り消すものとする。また、助成金が交付されているときは、その返還を求めるものとする。なお、当該事実が判明した時点から2年間は助成金の申請は受け付けないものとする。

(成果報告書の提出)

第 13 条 事業実施後、令和 3 年 2 月末日若しくは、3 月 20 日のいずれか早い時期までに、「成果報告書」(別記第 6 号様式)を会長に提出するものとする。

(関係書類の整備)

第 14 条 申請者は、助成金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及証拠書類を整備し、事業完了年度の翌年から5年間保管するものとする。

(情報の開示)

第 15 条 助成対象事業又は助成対象事業者に対して、公益財団法人高知県観光コンベンション協会情報公開要綱に基づく開示請求があった場合には、情報公開要綱第 3 の 3 の各号に基づく非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。